の指定

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国

後の自立の支援に関する法律に基づく介護予防を担当させる機関

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国

(三八三・地

域 福

祉

課

後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国

後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止

正する規則

告

示

◎佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改

(七六・障害福祉課) |

規

目

次



(◎印は、 県例規集に登載するもの

平成20年 10月17日 (金曜日) 第 13094号

○字の区域の変更 ○都市計画事業の認可

選挙管理委員会事項

(三九〇・市

町

村

課

(三八九・まちづくり推進課)

一部改正

(告示・三九)

公公

告)

◎警備員指導教育責任者講習の実施 ◎選挙運動及び政治活動取扱規程の 公安委員会事項

公布された規則のあらまし

○佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

(規則第七六号)

1

受けているときは、当該措置入院者に係る入院費を徴収しないこととした。 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を 措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が中国残留邦人等の円滑な帰

第二条関係

2 その他所要の改正を行うこととした。(別表関係)

この規則は、 公布の日から施行することとした。

3

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国

(三八四

"

後の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護を担当させる機関

(三八五

"

規

則

佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一 部を改正する規則

をここに公布する。

平成二十年十月十七日

"

൛ᄓ

佐賀県知事

古

Ш

康

●佐賀県規則第七十六号

佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の 一部を改正する

規則

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国

後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国

後の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護支援計画の作成を

(三八七・

"

規則第十六号)の一部を次のように改正する 佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則 (昭和三十二年佐賀県

七

名

称

所

在

地

植田産婦人科医院

佐賀市与賀町二番五三号

平

成二〇・七・一

兀

指定年月日

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) の規定による支援給付」を加える 第二条第三項中「規定による保護」 の下に「又は中国残留邦人等の円滑な帰

を「147万円」に改める。

機関を指定した。

平成二十年十月十七日

佐賀県知事

古

Ш

康

四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定に 促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十

法による医療扶助のための医療を担当し、

及び中国残留邦人等の円滑な帰国の

より、同法による医療支援給付のための医療を担当する機関として、次の医療

別表の百五十万円以下の額の項及び百五十万円を超える額の項中「150万田」

この規則は、 公布の日から施行する。

### 告 示

●佐賀県告示第三百八十三号

给 注 生舌呆蒦去 / 召印二十五手去聿第百四十四号) 第五十条の二爻び中国浅留耶

## 佐賀県知事

古 Ш 康

生活份護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二及で中国列留邦
人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年
法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法
第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。
平成二十年十月十七日

### 立山歯科医院 立山 薬局 薬局 薬局 薬局 薬局 支店 薬局 築城店 店 島内医院 ドラッ グイレブン ドラッ グイレブン ドラッ グイレブン ドラッ グイレブン ドラッ グイレブン シモセ薬局 植田産婦人科医院 名 中ノ小路店 千代田店 中川通り店 国病前店 みゆき通り 称 武 嬉野市嬉野町大字下宿乙一三八〇番地 佐賀市与賀町二番五三号 嬉野市嬉野町大字下宿甲四一七五番地 嬉野市嬉野町大字下宿乙二二八六番地四 嬉野市嬉野町大字下宿丙二三九〇番地五 佐賀市中の小路七番二八号 佐賀市神野西一丁目四番六号 神埼市千代田町餘江一二一一番地 武雄市武内大字真手野二八一八〇番地四 二養基郡基山町大字小倉一六五七番地 所 在 地 平成二〇・九・一〇 平成二〇・九・一六 平成二〇・九・一 平成二〇・七・一四 指定年月日 " // " //

# 佐賀県告示第三百八十四号

博賀堂薬局

九二 多久市北多久町大字多久原二四一四

I番地

平成

\_ ○ · 九 · \_

平成二〇・七・一二

佐賀市神野西一丁目四番一五号

島内外科内科医院

医院山口皮膚泌尿器科

伊万里市蓮池町 | | | |

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、

同

## ●佐賀県告示第三百八十五号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定

十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第 の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第 項の規定による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとお 及び中国残留邦人等の円滑な帰国 兀  $\left( \begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$  $(\equiv)$ 指定年月日 平成二十年九月一日 所在地 事業所の名称、 サービスの種類 名 称 多久市北多久町大字多久原二五一二番地 訪問リハビリテーションそよかぜ 所在地及びサービスの種類 訪問リハビリテーション 四

による介護扶助のための居宅介護を担当し、

 $(\Box)$ 名 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 医療法人社団 高仁会

古

Ш

康

所在地 多久市北多久町大字多久原二五一二番地 兀

 $(\overline{\underline{\phantom{a}}})$ 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

所在地 名 多久市北多久町大字多久原二五一二番地 通所介護 多久いこいの里

兀

サービスの種類 認知症対応型通所介護

申請者の名称及び主たる事務所の所在地 指定年月日 平成二十年九月一日

宅幼老所きざと

五

 $(\Box)$  $\left( \longrightarrow \right)$ 

名 称 株式会社ほのぼの

所在地 伊万里市黒川町塩屋五〇九番地

 $(\overrightarrow{=})$ 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 通所介護 ほのぼの

所在地 伊万里市黒川町塩屋五〇九番地

サービスの種類 通所介護

 $\left( \begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 指定年月日 平成二十年九月一日

いちょうの樹

どうあん

六

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 

名 株式会社ほのぼの

所在地 伊万里市黒川町塩屋五〇九番地

 $(\equiv)$ 事業所の名称、 介護付有料老人ホームほのぼの 所在地及びサービスの種類

伊万里市黒川町塩屋五一一番地

 $(\overline{\underline{\phantom{a}}})$ 

七

ビスの種類 特定施設入所者生活介護

指定年月日 平成二十年十月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

 $(\Box)$ 

社会福祉法人 聖母の騎士会

所在地 佐賀市大和町久池井一五二一番地口

事業所の名称、 称 認知症対応型通所介護 所在地及びサービスの種類 ゆり

佐賀市大和町久池井一三八六番地口

サービスの種類 認知症対応型通所介護

## ●佐賀県告示第三百八十六号

による介護扶助のための介護予防を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定

十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第 二第

項の規定による介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとお

り指定した。

平成二十年十月十七日

佐賀県知事 古 Ш

指定年月日 平成二十年七月一日

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人 三輪堂

所在地 鳥栖市元町一〇八六番地

事業所の名称、 所在地及びサービスの種類

 $( \overrightarrow{=} )$ 

三輪堂医院デイケアセンター

鳥栖市元町一〇八六番地

サービスの種類 介護予防通所リハビリテー ション

康

所在地

 $(\equiv)$ 

名

指定年月日 平成二十年九月一日

五

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

医療法人 篠田整形外科

指定年月日

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

平成二十年八月

日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人 とさくさん

所在地 鳥栖市田代昌町七番地

事業所の名称、 所在地及びサービスの種類

 $(\equiv)$ 

名 特定非営利活動法人 とさくさん 宅幼老所きざと

所在地 鳥栖市曽根崎町一二七三番地の三

サービスの種類 介護予防通所介護

指定年月日 平成二十年八月一日

Ξ

 $(\underline{\phantom{a}})$ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人 洞庵の園

所在地 鳥栖市山浦町二九七三

 $(\equiv)$ 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

小規模多機能介護事業所 いちょうの樹 どうあん

名

所在地 鳥栖市山浦町二九七七番三

サービスの種類 介護予防小規模多機能型居宅介護

 $\left( \begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 指定年月日 平成二十年九月一日

兀

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

名 称 医療法人 篠田整形外科 武雄市朝日町大字甘久一四二〇番地

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

称 介護老人保健施設 コスモス

所在地 サービスの種類 武雄市武雄町大字永島字会町一三八二一番地 介護予防通所リハビリテーション

十二 \( \) 指定年月日 平成二十年九月一日	名 称 訪問リハビリテーションそよかぜ		
サービスの種類(介護予防通所リハビリテーション	三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	()	5
所在地 多久市北多久町大字多久原二五一二番地二四	所在地 多久市北多久町大字多久原二五一二番地二四		
名 称 デイケア 多久いこいの里	名 称 医療法人社団 高仁会		
三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	( )	
所在地 多久市北多久町大字多久原二五一二番地二四	─ 指定年月日 平成二十年九月一日	八	平
名 称 医療法人社団 高仁会	サービスの種類(介護予防訪問看護)		成20
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 多久市北多久町大字多久原二五一二番地二四		0年1
十一 一 指定年月日 平成二十年九月一日	名 称 訪問看護ステーションなずな		0月1
サービスの種類(介護予防認知症対応型通所介護	三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(_a)	7日
所在地 多久市北多久町大字多久原二五一二番地二四	所在地(多久市北多久町大字多久原二五一二番地二四)		(金)
名 称 通所介護 多久いこいの里	名 称 医療法人社団 高仁会		
三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	( )	佐
所在地 多久市北多久町大字多久原二五一二番地二四	─ 指定年月日 平成二十年九月一日	七	賀リ
名 称 医療法人社団 高仁会	サービスの種類(介護予防訪問介護)		県 公
🗀 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地(多久市北多久町大字多久原二五一二番地二四)		報
十 一 指定年月日 平成二十年九月一日	名 称 訪問介護センター 多久いこいの里		
サービスの種類 介護予防通所介護	三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(_a)	
所在地 多久市北多久町大字多久原二五一二番地二四	所在地(多久市北多久町大字多久原二五一二番地二四)		
名 称 通所介護 多久いこいの里	名 称 医療法人社団 高仁会		第13
三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	( )	3094 <sup>-</sup>
所在地 多久市北多久町大字多久原二五一二番地二四	─ 指定年月日 平成二十年九月一日	六	号
名 称 医療法人社団 高仁会	サービスの種類(介護予防短期入所療養介護)		
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地《武雄市武雄町大字永島字会町一三八二一番地		
九 一 指定年月日 平成二十年九月一日	名 称 介護老人保健施設 コスモス		
サービスの種類(介護予防訪問リハビリテーション	三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(—t)	
所在地 多久市北多久町大字多久原二五一二番地二四	所在地 武雄市朝日町大字甘久一四二〇番地		

所在地

伊万里市黒川町塩屋五〇九番地

士  $(\underline{\hspace{1cm}})$  $(\equiv)$  $(\underline{\hspace{1cm}})$ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 指定年月日 サービスの種類 事業所の名称、 所在地 名 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 称 称 多久市北多久町大字多久原二五一二番地 短期入所療養介護 多久いこいの里 多久市北多久町大字多久原二五一二番地 医療法人社団 高仁会 平成二十年九月一日 所在地及びサービスの種類 介護予防短期入所療養介護

兀

 $(\equiv)$ 所在地 事業所の名称、 称 多久市北多久町大字多久原二五一二番地 医療法人社団 高仁会 所在地及びサービスの種類

四

所在地 名 サービスの種類 称 多久市北多久町大字多久原二五一二番地 グルー プホーム 悠々 介護予防認知症対応型共同生活介護 兀

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 名 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 称 株式会社 ほのぼの

十四

指定年月日

平成二十年九月一日

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

 $(\equiv)$ 

名 称 通所介護 ほのぼの

伊万里市黒川町塩屋五〇九番地

サービスの種類 介護予防通所介護

指定年月日 平成二十年九月一日

十五

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社 伊万里市黒川町塩屋五〇九番地 ほのぼの

> $(\equiv)$ 名 事業所の名称、 称 介護付有料老人ホームほのぼの 所在地及びサービスの種類

所在地 伊万里市黒川町塩屋五一一番地

四

サービスの種類 介護予防特定施設入所者生活介護

十六 指定年月日 平成二十年十月一日

 $(\Box)$ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人 聖母の騎士会

所在地 事業所の名称、 佐賀市大和町久池井一五二一番地二 所在地及びサービスの種類

 $(\overrightarrow{=})$ 

称 認知症対応型通所介護 ゆり

所在地 佐賀市大和町久池井一三八六番地二

サービスの種類 介護予防認知症対応型通所介護

佐賀県告示第三百八十七号

り指定した。 定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとお 四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第 による居宅介護支援計画を作成し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定 第一 一項の規

平成二十年十月十七日

佐賀県知事

古

Ш

康

指定年月日 平成二十年八月一日

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人 居宅介護支援事業所

ともなが

名

所在地 西松浦郡有田町桑古場乙二二九〇番地

事業所の名称、 所在地及びサービスの種類

次

四

## 平成二十七年三月三十一日まで

事業地

収用の部分 唐津市町田三丁目及び、 町田地内

使用の部分

なし

## ●佐賀県告示第三百九十号

あった。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によ 江北町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、 同町長から届出が

規定による認証のあった日からその効力を生ずる 右の処分は、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の

平成二十年十月十七日

### 佐賀県知事 古 Ш

康

	四六五四~	大字山口字前町
	六、三九八七、及び三九八九。並びにこれらに伴う道路の区域大字山口字土元三九七三。、三九七四。、三九七五、三九八	大字山口字浦ノ谷
//	う道路の区域	
	大字山口字鈴山五一四三三及び五一四四三並びにこれらに半四三、四九四五三及び四九四七四並びにこれらに伴う道路の区域	
	大字山口字柳谷四九四〇二、四九四二二、四九四三二、四九四一、四九四二、四九四三、四九四三、四九四三、四九四三、四九四三、四九四三、四九四三	
	大学にい日を「太公司」記り也記りを頂前り記すると、大字上小田字西浦二五一九の地先の水路	
	及び二五一五等。並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	
	大字上小田字西浦二五一一第二、二五一三第二、二五一四第二	
	路及び堤	
	大字山口字前町四六四六への地先の大字上小田字一本松の道	
	堤の区域	
	大字上小田字一本松四五五並びにこれに伴う道路、水路及び	大字山口田尻
	同上に編入する区域	名称区域を変更する字の
_		

大字山口字柳谷 大字山口字西浦 八一、五〇七八二、五〇七九及び五〇八〇 五〇三三の一部 四二、五〇二五二、五〇二九二、五〇三一五及び五〇三一七並びに にこれらに伴う水路の区域 六五五二、四六五六三及び四六五六第二 大字山口字浦ノ谷四五〇四、 大字山口字田尻五〇七五1、五〇七五1、 大字山口字田尻四九七三"、四九七五"、四九七六"、 四五〇五二及び四五〇五三並び 五〇七六、 五〇七 五〇二

び水路の区域 二<sup>第1、四六三三四及び四六三三第1並びにこれらに伴う道路及大字山口字前町四六三一四、四六三一<sup>第1、四六三二四、四六三</sup></sup>

大字山口字田尻四九四八二、四九五〇二、四九五〇二、四九五

一及び四九五五二 大字山口字田尻四九五六一、四九五七、 四九五八、 四九六

四九六二一及び四九六六一の地先の道路 大字山口花祭字東百合野一「、一二、二二、二三、三四

び三一三点並びにこれらに伴う道路の区域 三〇八一から三〇八四まで、三〇九、三一〇一、三一〇一、三一 四まで、三〇五一から三〇五四まで、三〇六、三〇七一、三〇七 六二から六四まで、七二、七三、二五二、二五三、二六二、二六三、 三☆から三▽まで、三□○、三□、四□から四回まで、五□、五□ 一七二及び二八二並びにこれらに伴う道路の区域 大字山口花祭字横谷三〇三二、三〇三二、三〇四一から三〇四

## 選挙管理委員会事 項

# ●佐賀県選挙管理委員会告示第三十九号

選挙運動及び政治活動取扱規程 (昭和三十年佐賀県選挙管理委員会告示第百

八号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十月十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 尾 紀 男

第二十四号様式の三を次のように改める

大字山口字柳谷四六四九三、四六四九第二、

四六五五

÷ 兀

衆議院名簿登載者の氏名及び 当選人となるべき順位

順位

(ふりがな)

順位

(ふりがな)

順位

(ふりがな)

順位

(ふりがな)

(ふりがな) 略 称

(ふりがな) 衆議院名簿届出

政党等の名称

ては横書きとすること。

2

項の規定によるくじで定めた順序に従い、

上から行うものとすること。

公職選挙法第百七十五条第三

衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、

1

## 第二十四号様式の三

同

ーとすること。

また、

名称と略称についても同一の大きさの文字を使用

することが望ましいこと。

各衆議院名簿届出政党等の枠の縦幅は、

全て同一とすること

略称の欄は空欄とするこ

略称のない衆議院名簿届出政党等については、

可逞失
衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示
平成何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙

何選挙管理委員

附 則

この告示は、 公布の日から施行する。

## 公安委員会事 項

おり実施します。 規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のと 備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和 に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警 58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」 警備業法 (昭和47年法律第117号。 以下「法」 という。) という。)第6条第1項に 第22条第2項第1号

平成20年10月17日

佐賀県公安委員会

委員長 E  $\gg$ 美 4

講習に係る警備業務の区分、 講習の種別、 実施期間及び定員

	~,,	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務		講習に係る警備業務の区分
追加取得講習	新規取得講習	講習の種別
平成20年11月25日(火)及び 平成20年11月26日(水)	平成20年11月19日(水)から 平成20年11月26日(水)まで	実施期間
10人	20人	定員

※各講習とも午前8時から午後5時30分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

 $\sim$ 実施場所

なお、使用する文字の大きさは、全ての衆議院名簿届出政党等について

については縦書きとしてふりがなを付し、「当選人となるべき順位」 につい 「衆議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「衆議院名簿登載者の氏名」

受講対象者 株式会社かわでん九州工場研修施設(佐賀市大和町大字川上4583番地1)

### 1 新規取得講習

備業務」という。) 最近5年間に法第2条第1項第4号に規定する警備業務 に従事した期間が通算して3年以上である

## 2 追加取得講習

第13094号

業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの 指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書 「資格者証等」という。)の交付を受けている者で、最近5年間に4号警備 受講申込時において、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員 **一**足

## 受講申込手続

<u>1</u>

申込期間

り次第受付を終了します。 する休日を除く午前8時30分から午後5時までで、先着順とし、 曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定 平成20年10月28日(火曜日)から平成20年11月4日(火曜日)までの上 定員にな

### 2 申込先

内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)へ持参してくだ 刑事課(住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全

の写し等住所、氏名を確認できる資料及び印鑑を持参してください。 なお、申込時に申請者の本人確認を行いますので、申請者の運転免許証

## 提出書類

## 新規取得講習

センチメートルの顔写真1枚を貼り付けること。) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(縦4センチメートル、横3

申 購

込 読

先 料

佐賀県経営支援本部総務法制課

か年三一、二〇〇円(送料共

- $\subseteq$ (以下「警備業務従事証明書」という。) 4号警備業務に従事したことを証明する警備業者等が作成する書
- T 履歴書

## 追加取得講習

- P センチメートルの顔写真1枚を貼り付けること。) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 藩3
- 警備業務従事証明書

 $\subseteq$ 

履歴書

(T

資格者証等の写し 連

H

### 手数料

(<u>4</u>)

新規取得講習

J

34,000円

追加取得講習

10,000円

7

なかった場合でも返還はできません。 なお、いったん納付された手数料は、 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。 受講を取り消した場合又は受講し

## 講習の委託

 $\sigma$ 

て行います。 この講習は、 社団法人佐賀県警備業協会 (佐賀市卸本町5番30号) に委託

## 40句

6

<u>1</u> 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

## 2 問い合わせ先

3034) 又は社団法人佐賀県警備業協会(電話代表0952-38-2016) 佐賀県警察本部生活安全企画課 (電話代表0952-24-1111内線3033

平成二十年十月十七日印刷及び発行 者 佐賀県知事 古 Щ 康

発

行

印 発行定日 刷 社 株佐賀印刷社 毎週火金曜